

## 「所定疾患施設療養費算定状況」の公表について

令和5年3月31日

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表し、ご報告いたします。

### ☺ 所定疾患施設療養費について

対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行われた場合に算定する。また、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載する。

請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

### ☺ 所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

### 令和4年4月～令和5年3月（ 44名 ）

疾患名	延べ人数	治療のべ日数	検査内容・治療内容
尿路感染症	36人	194日	検尿沈査・投薬・採血
带状疱疹	3人	12日	発赤疹・熱感・投薬・点滴
蜂窩織炎	2人	20日	発赤疹・水疱・点滴
肺炎	1人	10日	胸部X-P・採血・点滴
誤嚥性肺炎	2人	17日	X-P・CT・採血・投薬・点滴